

東京都公共建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用

平成 18 年 12 月 5 日付 18 産労農森第 483 号
改正平成 23 年 11 月 4 日付 23 産労農森第 452 号
改正平成 30 年 12 月 25 日付 30 産労農森第 905 号

1 目的

この運用は、東京都公共建築物等における多摩産材等利用推進方針（以下「方針」という。）の具体的な事項を定めるものである。

2 多摩産材等の利用推進について

（1）多摩産材等を利用する公共建築物

方針の 4 の（1）における公共建築物とは、以下のものをいう。

- ① 庁舎
- ② 住宅施設（都営住宅、職員住宅等）
- ③ 教育施設（学校、幼稚園等）
- ④ 医療・福祉施設（病院、保健所、各種福祉施設等）
- ⑤ 文化施設（図書館、博物館、体育館等）
- ⑥ その他の公共建築物

（2）多摩産材等による公共建築物の木質化

方針の 4 の（1）における公共建築物の木質化する部分は、以下のとおりとする。

- ① 本体（床、壁（腰壁を含む。）、天井、階段、建具、外壁、什器備品等）
- ② 外構（塀、門扉、標識、舗装等）

（3）多摩産材等を利用する公共工作物

方針の 4 の（2）における公共工作物は、以下のとおりとする。

- ① 道路関係（仮設杭、仮設柵、横断抑止柵、視線誘導標、パネル、転落防止柵、案内板、基盤吹付材、工事用看板、仮設防護柵等）
- ② 河川関係（仮設柵、沈床工、護岸工、杭柵、工事用看板、仮設防護柵等）
- ③ 砂防関係（仮設杭、仮設柵、柵工、護岸工、階段工、工事用看板、仮設防護柵等）
- ④ 治山関係（仮設杭、仮設柵、治山ダム、護岸工、流路工、土留工、柵工、筋工、法枠工、防風柵、落石防止策緩衝材、沈床工、修景、基盤吹付材、工

事用看板、仮設防護柵等)

- ⑤ 公園関係（案内板、柵、標識類、遊具、ベンチ、四阿、手すり、野外卓、パーゴラ、遊歩道路盤材、階段、木道、護岸、植栽支柱、工事用看板、仮設防護柵等）
- ⑥ 水産関係（魚礁、工事用看板等）
- ⑦ その他の公共工作物

（４）多摩産材等を利用する備品及び消耗品等

方針の４の（３）における備品及び消耗品等は、以下のとおりとする。

- ① 事務机、会議机等（教育施設等で利用される机等を含む。）
- ② 家具、衝立、備品等
- ③ 案内板及び標識、机上名札等
- ④ 文具類（名刺等）

３ 多摩産材等需給情報連絡会

方針の５における多摩産材等需給情報連絡会については、以下のとおりとする。

- ① 連絡会は、木材利用関係局、及び木材関係事業者で構成し、年１回程度開催する。
- ② 連絡会は、多摩産材等の製品情報や流通動向の把握、木材加工、木造建築、土木資材等に係る技術情報の収集、公共建築物等での木材利用拡大に向けた意見交換、課題検討等を行うこととし、詳細は別途定める。

４ その他

方針の８の（２）における産業労働局が提供する情報は、以下のとおりとする。

- ① 多摩産材の取扱事業者等に関する情報
- ② 多摩産材を利用した製品及び資材等の市場動向に関する情報
- ③ その他、多摩産材の利用推進に必要な情報